

## 第5章 緑地等の配置方針

「みどりの将来像」を実現するためには、都市の緑地の有する「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の機能を効果的に発揮させることが重要であることから、4系統の「配置方針」を設定します。

### 1. 環境保全系統

#### (1) 環境保全の機能

環境保全の機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・生活環境に快適性や潤いを与えます。
- ・多様な動植物の生息・生育環境が確保されます。
- ・大気浄化、騒音やヒートアイランド現象が緩和されます。

これらの機能を有するみどりとしては、都市の骨格となる緑地、身近な環境を構成する住区内に存在する小規模なみどり、稀少種をはじめとする多様な動植物の生息地・生育地、環境への負荷を軽減するみどり等、主として存在機能に着目した緑地が考えられることから、次の緑地を本市における環境保全に寄与するみどりと捉えます。

- 四街道市の骨格を形成するみどり  
まとまりのある既存の樹林地や河川等
- すぐれた自然特性や歴史的風土を継承するみどり  
植物の自生地、野生動物の生息地等を形成する樹林地、水辺地等  
四街道市の原風景を構成する緑地や社寺等と一体となった樹林地等
- 快適な生活環境を支えるみどり  
地区の特性に応じた地区内の修景や環境改善に資するみどり
- すぐれた農業地のみどり  
良好な維持管理のもとに永続性を持っている農地
- 人と自然が共生するためのみどり  
多様な動植物にとっての生息地・生育地とともに、市民が身近にふれあえるみどり
- 環境負荷を軽減するみどり  
工場周辺や幹線道路等において環境負荷を軽減するみどり

## (2) 配置にあたっての基本的な考え方

環境保全システムの配置方針については、主に「みどりを守ります」を実現するための配置をめざします。

このため、本市の骨格を形成する緑地のほか、貴重な植物群落等、多様な動植物の生息・生育環境に資する緑地、都市環境の負荷軽減に寄与する緑地などを保全すべき緑地として配置します。

また、市街化調整区域の農地や樹林地、水路を結び、生息・生育地域を分断したり孤立させないように、自然環境のネットワークを形成します。

## (3) 環境保全システムの配置方針

### 1) 谷津田と一体となった樹林地(里山)や河川の保全

亀崎、山梨、鹿渡、南波佐間、吉岡、栗山地域等では、谷津田と一体となった樹林地のみどりは多様な動植物の生息空間でもあり、自然との共生を重視していく上で、農業振興との連携を図り、本市の骨格を形成するみどりとして積極的に保全します。

市内を流れる鹿島川、上手繰川、勝田川、並木川、小名木川の河川は、連続した緑地空間となっています。市街化区域内では一部暗渠部もありますが、これらの河川は、環境保全の軸として保全します。特に自然環境の残る市街化調整区域では、安全性を考慮し、可能な範囲で多自然型の水辺環境の保全・再生に努めます。

### 2) スダジイ、ハンノキ林などの貴重な植物群落等の保全

潜在植生とされている長岡のスダジイヤブコウジ群集や亀崎の湿地帯に自生するハンノキ林は、貴重な植物群落として保全を図るとともに、メダカやホタル等の生息する河川や調整池等の水辺地や農地等は、多様な動植物の生息地・生育地として保全に努めます。特に、レッドデータブックの掲載種については留意します。

### 3) 社寺等と一体となった樹林地や防風林など、歴史的風土を継承するみどりの保全

内黒田熊野神社など社寺等と一体となった樹林地は、本市の歴史・文化の背景を感じさせ、史跡等と一体となった風土と環境を有しているみどりとして保全に努めます。

なお、鹿放ヶ丘の防風林は、開拓時代の風景を今に伝える貴重な歴史のみどりとして保全に努めます。

### 4) 四街道市の都市環境を支えるみどりの保全

市街化区域内に存する斜面緑地や樹林地等は、快適な生活環境を確保する観点から保全に努めるとともに、市街化区域に隣接した斜面緑地や樹林地等は、貴重な田園景観として保全に努めます。

千代田や美しが丘の調整池は、市民の身近な憩いの場や野鳥などの観察に利用されている場として保全を図ります。

生産緑地地区は、保全を継続していくとともに、生産緑地地区として保全が難しくなった場合は、みどりが少ない市街地内のまとまりがある緑地として保全を検討します。

その他にも、快適な生活環境をめざし、市街地内では都市公園の整備充実を図るとともに、小中学校等の公共施設の緑化、道路の緑化等の環境改善を図ります。また、河川沿いの自然堤防等市民に親しまれている快適な緑地についても保全を図ります。

#### 5) 農地の維持・保全

市北東部等に広がる農業振興地域農用地区域の農地については、本市のすぐれた農業地のみどりとして農業振興と連携した保全に努めます。また、市北西部に広がる農地などまとまりのある農地についても地下水の涵養機能として重要であるため、保全に努めます。

#### 6) 人と自然が共生するためのみどりの保全・創出

市内の谷津田と一体となった樹林地(里山)、農業振興地域農用地区域、鹿島川等の河川、社寺等と一体となった樹林地などは、多様な動植物の生息・生育地域であり、また、市民が安心して生活できる良好な都市環境を維持していくものでもあるため、開発と自然環境保全のバランスを保ちつつ、自然との共生を図るみどりとして保全します。

市街地内の都市公園や市民の森なども、多様な動植物の生息地・生育地や休息地となり、また、市民が身近な自然とふれあえる市民と自然との共生の場としての機能を果たしていることから、今後も保全と機能充実を図ります。

あわせて、これらの良好な自然環境の恩恵を享受できるよう、自然観察や環境学習の場としての活用も検討します。

#### 7) 工場や交通量の多い都市計画道路の環境負荷を軽減するみどりの保全・創出

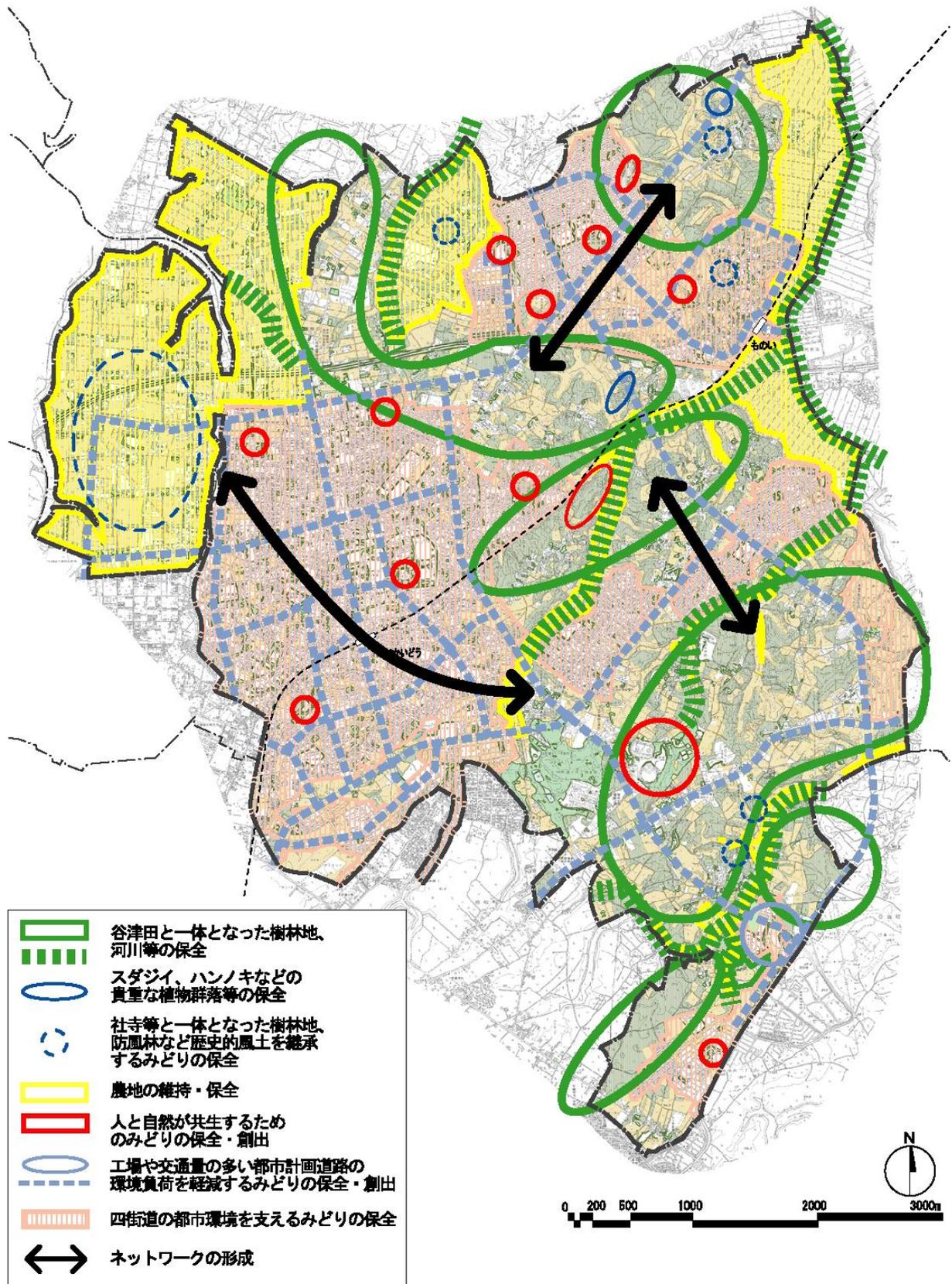
環境負荷の軽減を目指し、工場等については、接道部や敷地内の緑化を促進していきます。また、計画的に整備が進められている工業団地では、住環境を保護する役割を果たす緑地として緩衝緑地帯の配置に努めます。

交通量が多い道路や都市計画道路では、周辺への環境負荷の軽減を図るため、積極的に街路樹の整備を図っていくとともに、既存の緑化された道路との連続性を確保します。

#### 8) ネットワークの形成

多様な動植物の生息・生育空間を維持するために、生息・生育地域を分断したり孤立させないよう、緑化された道路(都市計画道路の街路樹)や河川等のみどりや水を保全・創出して、つながり(ネットワーク)を形成します。

■ 環境保全システムの配置計画図



## 2. レクリエーション系統

### (1) レクリエーションの機能

レクリエーションの機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・みどり豊かな環境にたたく社寺等の歴史的建築物を探訪することにより、地域文化の認識を高めます。
- ・森林浴などにより精神的な落ち着きややすらぎが得られます。
- ・運動施設としての市民利用や、各種スポーツ大会が開催されます。
- ・家族や住民相互のコミュニティの場として利用されます。

これらの機能を有するみどりとしては、自然とのふれあい、日常的、週末的なレクリエーション活動に対処し得るような主として利用機能に着目した緑地が考えられることから、次の緑地を本市におけるレクリエーションに寄与するみどりと捉えます。

- 自然とふれあう場としてのみどり  
良好な自然環境を有する緑地等
- 日常的なレクリエーションの場としてのみどり  
既に都市計画に定められている公園、緑地等
- 広域的なレクリエーションの場としてのみどり  
都市間の係に配慮し、地域スポーツの振興に資する緑地
- ネットワークを形成するみどり  
レクリエーション利用効果を高めるような拠点となる公園等を相互に連絡する緑化された道路や河川等

### (2) 配置にあたっての基本的な考え方

レクリエーション系統の配置方針については、主に「みどりを創ります」を実現するための配置をめざします。

このため、日常的に利用する公園を住区基幹公園の配置基準に基づき配置するほか、既存の都市公園や総合公園などが近接する場所をレクリエーション拠点と考え、これを「みどりの拠点」としてバランス良く配置することとします。

また、「みどりの拠点」を相互に結び、不足している公園機能を補うため、道路軸を活用した「みどりの骨格軸」をそれぞれ配置し、快適なネットワークを形成します。

### (3) レクリエーションシステムの配置方針

#### 1) 自然との触れ合いの場の保全・創出

谷津田や社寺等と一体となった樹林地、市民の森等は、市民の憩いの場であるとともに、自然観察の場としても利用され市民に親しまれていることから、自然が豊かで、季節を感じる場、市民が触れ合うレクリエーションの場として位置づけ、保全します。

その他にも、市民が農業を体験できる市民農園等は、身近に自然と触れ合う場としてその維持に努め、市民ニーズへの対応を図ります。

#### 2) 日常的なレクリエーション需要に応じた公園の配置

日常的及び週末的なレクリエーション需要に対応するため、近隣公園や街区公園等の住区基幹公園の配置を図ります。新たな配置については、国の整備目標水準をめざすとともに、市民意向調査についても“今後市民が望む公園”としてあげられた「自然を生かした大きな公園」「自由に遊べる広々した原っぱのある公園」などについても検討し、配置バランスや事業の容易性を勘案した配置を行います。

また、既存の街区公園については、施設のリニューアルを推進していくとともに、周辺住民と行政が協働して公園の維持管理を推進します。

調整池が整備される時には、調整池と一体となった親水公園化の検討を行うこととします。また、市民の散歩道として愛着を持つ自然堤防等についてもその保全を図ります。

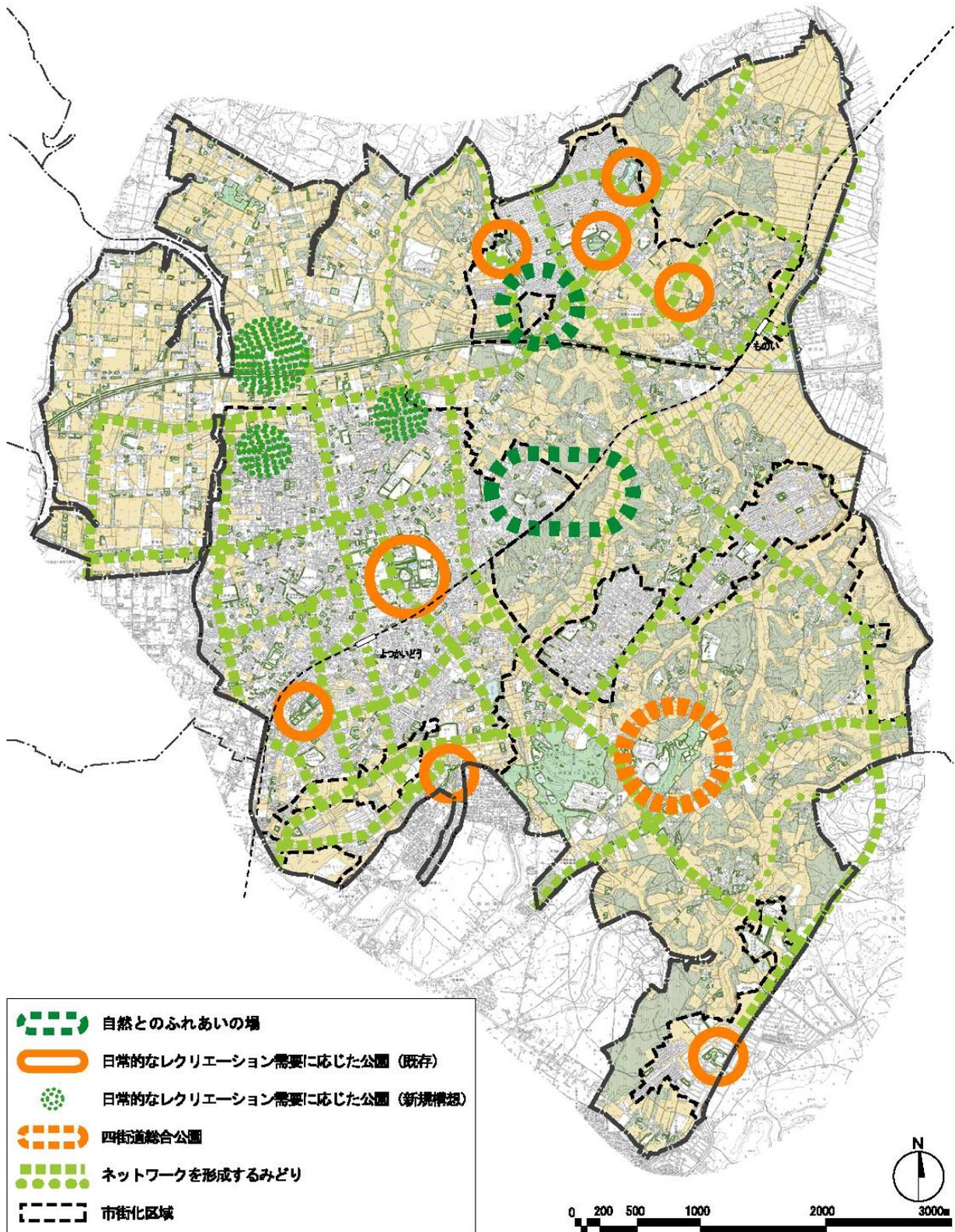
#### 3) 四街道総合公園の保全

環境学習や体験学習、スポーツ等を目的とし、多くの市民の週末などの利用に供する総合公園を広域的なレクリエーションの場として位置づけ、自然環境を保全します。

#### 4) ネットワークを形成するみどりの整備・創出

レクリエーション利用の効果を高めるため、緑化された道路（主に都市計画道路）、鹿島川、上手繰川等の河川、河川沿いの自然堤防等の市民が愛着のある散歩道等や歴史的風土やレクリエーションの場を効果的に結ぶルートを創出し、安全で、快適に楽しみながら歩いていけるみどりの歩行空間の配置を検討します。

■ レクリエーションシステムの配置計画図



### 3. 防災系統

#### (1) 防災の機能

防災の機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・災害発生時の避難路、避難場所、また救助基地として安全を確保します。
- ・災害地域の緩衝地となります。
- ・雨水の流量調整により洪水の防止が図られます。

これらの機能を有するみどりとしては、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害の緩和に対処し得るような緑地が考えられることから、次の緑地を本市における防災に寄与するみどりと捉えます。

- 自然災害の危険を防止するみどり  
自然災害防止に対応可能なみどりや必要とされるみどり
- 人為災害の危険を防止するみどり  
人為災害の防止に対応可能なみどりや必要とされるみどり
- 災害時の安全な避難を助けるみどり  
災害時の安全な避難に対応可能なみどりや必要とされるみどり

#### (2) 配置にあたっての基本的な考え方

防災系統の配置方針については、主に「みどりを守ります」「みどりを創ります」を実現するための配置をめざします。

このため、水害、土砂崩壊や流出等の防止に寄与するみどりや、工場の騒音等の軽減や防火帯の機能を有するみどりを配置し、災害の防止を図ります。

また、災害時の安全な避難を助けるみどりを配置し、地震災害時における安全性の確保を図ります。

#### (3) 防災系統の配置方針

##### 1) 水害、土砂崩壊や流出等を防止するみどりの保全・育成

市街地内の調整池は、水害を防止する重要な緑地として位置づけ、保全に努めます。

住宅団地周辺の斜面緑地は、土砂崩壊や流出の防止等の自然災害に対処するための緑地として保全に努めます。

また、樹林地については、その保水作用、地下水としての涵養を大切にする上で重要なみどりであるため、保全に努めます。

##### 2) 工場の騒音等の軽減や防火帯の機能を有するみどりの創出

工場の騒音等を軽減する緑地として、工場周辺の植栽帯、緑化された道路を位置づけるとともに、緑化されていない工場周辺、道路などの緑化を推進します。

本区域を南北に二分する大規模な谷津田並びに東関東自動車道沿道に沿って存在す

る緑地及び市街化区域内に存在する帯状緑地は、防火帯の機能を有する緑地として位置づけ、保全に努めます。

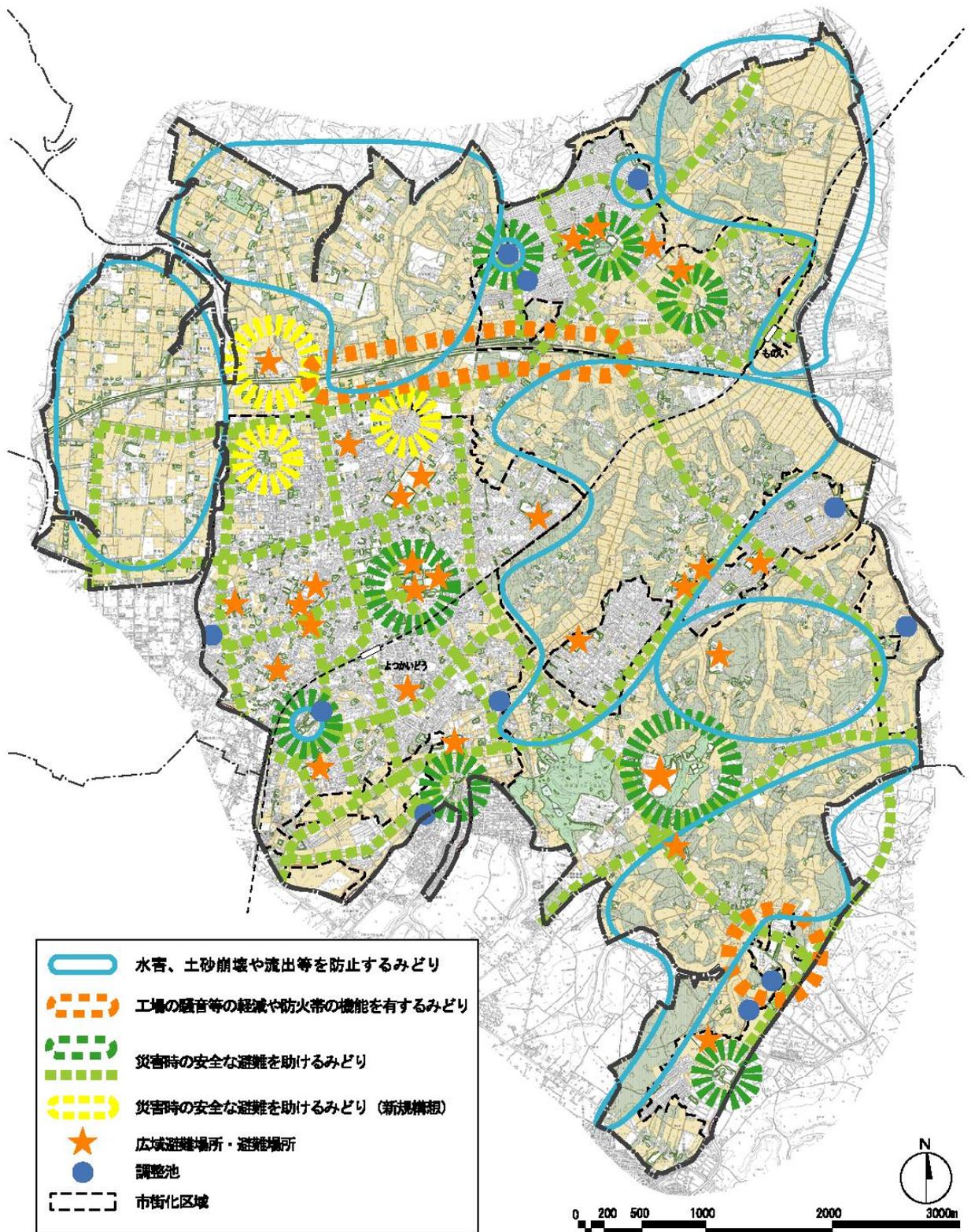
### 3) 災害時の安全な避難を助けるみどりの保全・創出

地域防災計画で広域避難場所として位置づけられている四街道総合公園は、その機能を維持していくとともに、災害時の一時避難場所として位置づけられた地区公園や小中学校等は、その安全性を高めるため、耐火性、防火性に優れた樹種による緑化を図ります。

また、身近な避難場所として都市公園は、避難地、避難路の機能を有する緑地として適正な配置と整備を図ります。

緑化された都市計画道路や幹線道路を避難時の安全性を高める避難路として位置づけ、未整備区間の整備にあわせた緑化を推進し、みどりによる防災機能を高めていきます。さらに、住宅地内の道路については、地震等による倒壊の危険を防ぐため、ブロック塀から生垣への転換を促進し、安全な避難路を確保していきます。

■ 防災システムの配置計画図



## 4. 景観構成系統

### (1) 景観構成の機能

景観構成の機能としては、主に以下のものがあげられます。

- ・樹林地は豊かなみどりをつくりだし市民の心像風景となっています。
- ・社寺や住宅地のみどりは地域の景観をつくり、市街地に潤いを持たせます。
- ・身近なみどりは四季の変化などにより、日常の生活を和ませ活力を与えます。

これらの機能を有するみどりとしては、市街地の背景となる緑地、市街地内の郷土景観を形成する緑地、市街地内のランドマークやシンボルとなるような緑地、特色あるまちづくりに資するような緑地等が考えられることから、次の緑地を本市における景観構成に寄与するみどりと捉えます。

- 四街道市を代表する郷土景観を構成するみどり  
多くの市民に親しまれ、四街道市の景観を特徴づけるみどり
- 地域を代表する郷土景観を構成するみどり  
歴史的風土と一体となったみどりなど、地域の特性をあらわすようなみどり
- すぐれた景観の眺望点となるみどり  
すぐれた景観が眺望できる景観ポイントとなるみどり
- ランドマークとなるみどり  
地区のランドマークあるいはシンボルマークとなるみどり
- 都市景観の創出に寄与するみどり  
地区の美観向上やみどりあふれる都市景観の形成を図るために必要なみどり

## (2) 配置にあたっての基本的な考え方

景観構成系統の配置方針については、主に「みどりを守ります」「みどりを創ります」を実現するための配置をめざします。

このため、郷土景観、眺望点、ランドマーク、都市景観、水辺景観を構成しているみどりを配置し、現存緑地の保全を図ります。

また、地区の美観向上を図っていくため、都市計画道路の街路樹などを「景観の連続性」として配置し、快適なネットワークを形成します。

## (3) 景観構成系統の配置方針

### 1) 四街道らしい郷土景観である谷津田と一体となった樹林地の保全

四街道市を代表する郷土景観として、市民にも親しまれている谷津田と一体となった樹林地を位置づけ、後世に残す貴重な緑地として保全します。

### 2) 都市公園や社寺と一体となった樹林地など、地域を代表する郷土景観の保全

地域の歴史的要素をもつ社寺と一体となった樹林地や、平坦な台地に広がる畑地、総合公園、中央公園、古くからある住宅地などは、地域を代表する郷土景観として位置づけ、保全します。

### 3) すぐれた景観の眺望点の保全

大土手山は街並みを望むことが出来る貴重な場所であることから、すぐれた景観の眺望点として保全していきます。また、郷土景観である谷津田が望める場所においては、良好な眺望の景観保全を図ります。

### 4) ランドマークとなるみどりの保全

鹿放ヶ丘の防風林、四街道地名発祥地の十字路（保存樹木（エノキ）、四街道のシンボルである松並木通り、千代田の主要地方道千葉臼井印西線の街路樹（ケヤキ）、福星寺とその周辺の緑地、めいわのガス灯と一体となった街路樹（ユリノキ）は、ランドマークとなるみどりとして保全を図るとともに、景観形成の向上に努めます。

### 5) 市役所周辺や四街道駅周辺における都市景観の創出

市役所周辺（市役所、文化センター、四街道都市核北地区）や四街道駅周辺は、本市の「顔」ならびに「玄関口」として良好な都市景観の形成を図ります。

### 6) 住宅地、商業地・業務地、工業地の都市景観の保全・創出

市街地内では、鷹の台などの住宅開発等で整備された住宅地は、緑地協定や地区計画制度を活用し都市景観の形成に努めるとともに、商業・業務地においては、植栽枡やフラワーポットの設置などによる緑化を促進し、都市景観の創出に努めます。また、工場周辺については、接道部や敷地内の緑化を促進し、良好な都市景観の形成に努めます。

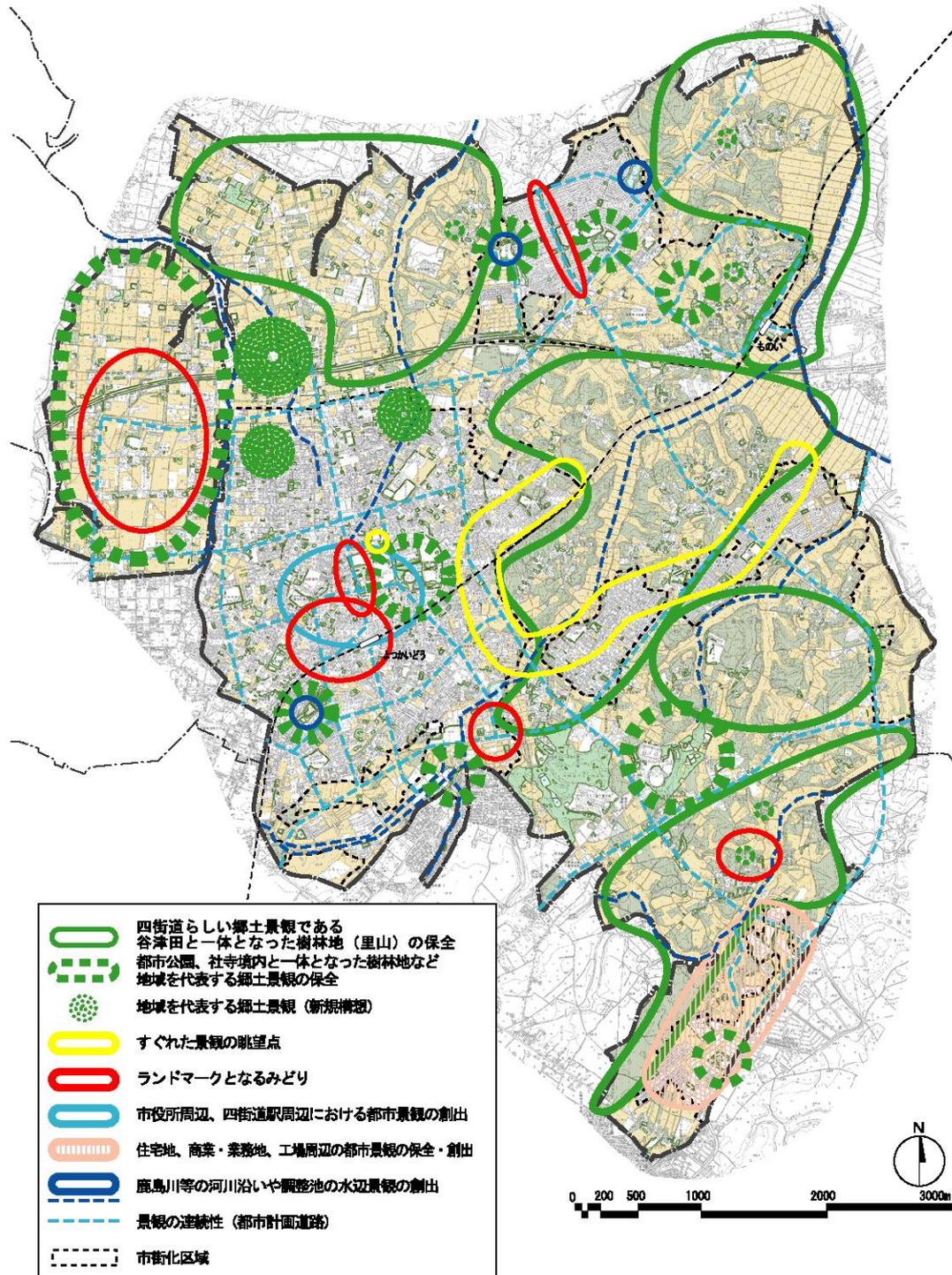
7) 鹿島川等の河川沿いや調整池の水辺景観の創出

鹿島川等の河川沿いや調整池の水辺地については、本市の貴重な水辺景観として良好な景観形成の創出を図ります。

8) 景観の連続性

市街地内の都市計画道路においては、街路樹の連続性を確保していくとともに、現存する街路樹についても景観形成を図っていく上で適切な維持管理に努めます。

■ 景観構成系統の配置計画図



---

## 5. 総合的な緑地の配置方針

4つの系統別の配置方針に基づき、市街地の発展動向や緑地の配置バランスを踏まえ、総合的な配置方針を設定します。

### (1) 保全する緑地の配置方針

人と自然との共生を保つために、市の骨格を形成する機能を担うみどり、すぐれた自然特性や歴史的風土を継承する機能を担うみどりを積極的に保全します。

- ・谷津田と一体となった樹林地
- ・市街化区域内及びその周辺の斜面緑地
- ・農業地や社寺と一体となった樹林地

### (2) みどりの活用拠点となる緑地の配置方針

市民のレクリエーション需要に対応していくため、総合公園や地区公園をみどりの活用拠点として位置づけるとともに、身近な自然とのふれあいの場として活用が期待される市民の森等についてもみどりの活用拠点として位置づけ、機能充実を図ります。

- ・四街道総合公園、四街道中央公園、(仮称)大日地区公園
- ・市民の森等

### (3) 新たに創出する緑地の配置方針

みどりの創出の観点から、目標年次までに新たに以下の都市公園等を配置します。

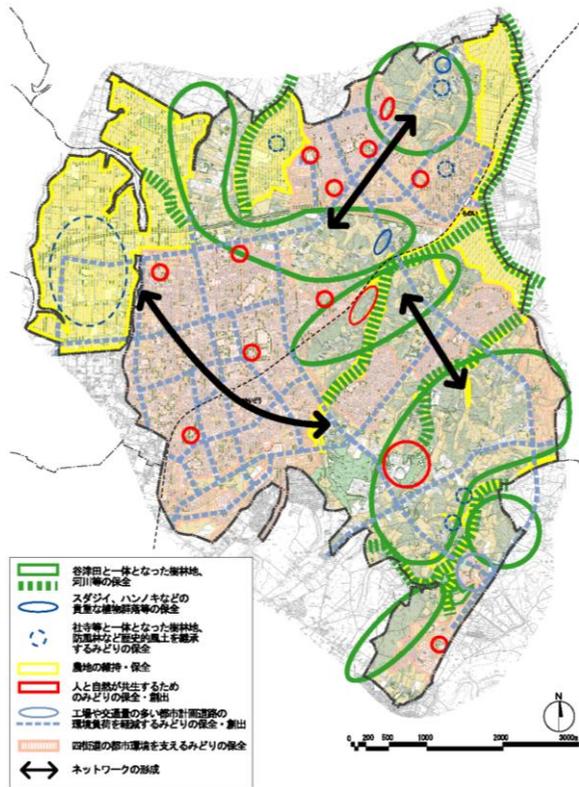
- ・都市公園（地区公園1箇所、近隣公園2箇所、街区公園16箇所）
- ・都市緑地（27箇所）

### (4) ネットワーク形成に資する緑地の配置方針

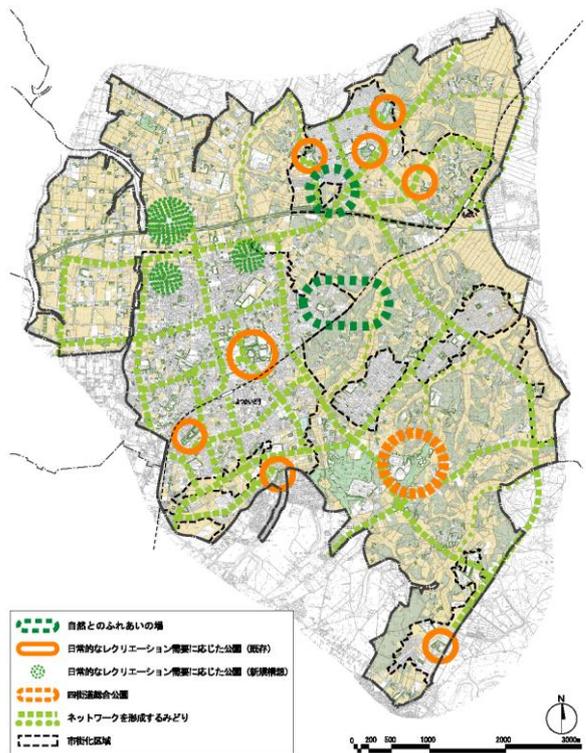
環境に配慮しつつ、安全で快適な生活環境を形成するために、骨格や拠点となるみどり、身近なみどりを結ぶ道路、河川、水路の緑化や、緑道、サイクリングロードなどの整備を進め、さらにレクリエーション利用の効果を高めるようなネットワークを形成します。

- ・緑化された道路
- ・鹿島川、上手繰川などの河川等

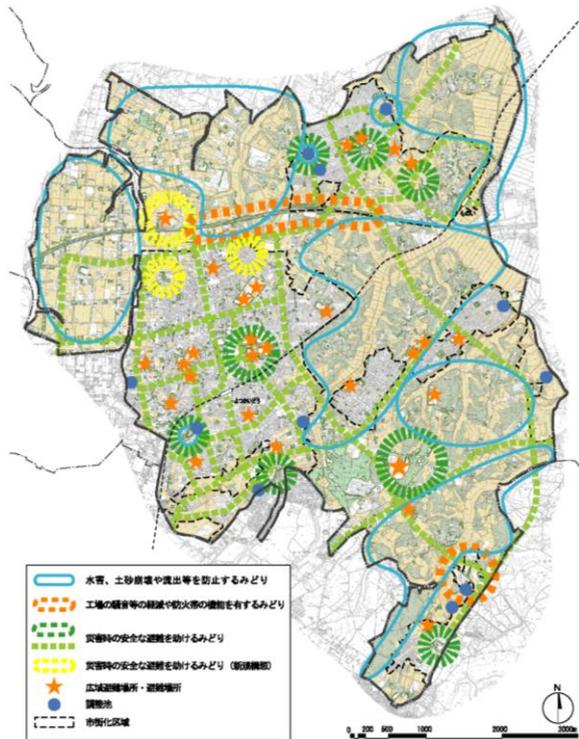
■ 環境保全システムの配置方針図



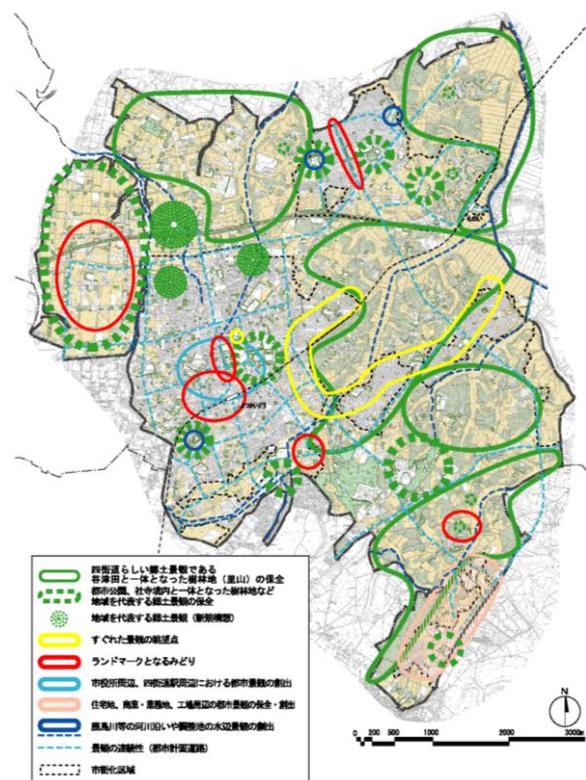
■ レクリエーションシステムの配置方針図



■ 防災システムの配置方針図



■ 景観構成システムの配置方針図



上述の4つの系統別の配置方針を踏まえ、総合的な緑地の配置方針図を以下のように設定します。

■ 総合的な緑地の配置計画図

